

# バートルビーの倫理と資本主義の良心

## —叙述トリックを解く—

渡 辺 信 二

どんな社会にも制約と掟があり、それらに服従せず合致しない人間は「周辺的存在」として排除されたし、現に排除され続けているのである。排除されたのは誰か、いかなる基準によってであろうか。

- a 労働との関係で、経済的に寄与しない者（働かぬ者、その能力のない者）
- b 家族との関係で、通例の社会関係を結び得ない者（色情狂、放蕩者、浪費家）
- c 言語・象徴との関係で、普通の言葉を信用しない者、異常な言辞を弄する者（神を冒瀆する人、サド、ヘルダーリン、ニーチェ、アルトーなど）
- d 遊びとの関係で、宗教的祝祭から排除される者

（フーコー『狂気の歴史』「訳者あとがき」より）

逆に巷に満ち溢れたのは、我々はこれほど世界のために尽くしているのだから、嫌われるいわれはないという不満の声であった。アメリカは世界に自由と繁栄をもたらすよきサマリア人の役割を果たしてきた。今回のテロ行為は、その好意を踏みにじるものに他ならない。…「なぜわれわれは嫌われるか」という問いが、自己反省へと向かうのを阻むかのように、ブッシュ政権は、アメリカの軍事的・道義的優越性を繰り返し強調した。アメリカを相対化する試みや、善悪を論じる前に事件の背景を探究しようとする営みは、アメリカを愛せというメッセージのもとに封じられたのである。

（西崎文子『アメリカ外交とは何か』より）

資本主義の良心とは、この世を安楽に暮らすための知恵にすぎない。良心は、キリスト教的な慈善の心で、自己満足と自己説得を繰り返すが、拒まれたり裏切られたりすると、怒り出すか、狼狽える。善意の何がいけないのか、全く理解が出来ない。怒り出し、狼狽え、そして、逃げ出す。結果、資本主義の良心は、実は、お為ごかしにすぎないことが暴露される。これを明らかにしている短編小説が、19世紀アメリカ合衆国の小説家ハーマン・メルヴィルによって書かれた「バートルビー——ウォールストリートの物語」である。

この作品は、一読して奇妙である。主人公と見なされるバートルビーは、複写業務をする者として雇われながら、或る時点で、一切の業務を拒否する。拒否しながら、しかし、その事務所を去ろうとしない。最後は、雇い主の方が、

パートルビーを置き去りにするが、パートルビーは、残り続け、最後に逮捕され、留置所に拘束されて、そこで食べることを拒否し、餓死する。

内容理解は、しかし、こう説明するほどに簡単ではない。解かねばならない問いが多い。以下、列記すると、まず、パートルビーが何を考えていたのか。なぜそれが、語り手に分からないのか。語り手に分からなければ、読者であるわれわれにも分からないが、すると、なぜに、作者メルヴィルは、分からないままにとどまる語り手にパートルビーの物語を託したのか。

冒頭エピソードに掲げた田村俣の指摘は非常に示唆的である。パートルビーは、労働との関係で、経済的に寄与せず、家族との関係は、本文中に何の記述もないので「孤児」であるか、通例の家族関係がないと推測でき、言語・象徴との関係では、普通の言葉を信用しない者、異常な言辞を弄する者であり、また、日曜日にも事務所にとどまっている点から、宗教的なものからも自ら排除した者であろうと判断できる。メルヴィルの他の作品でも、類似の人物が少なからず登場している。例えば『白鯨』において、一旦手に入れた鯨油を全て投げ捨て白鯨に挑むエイハブ船長には、資本主義の原理を拒絶し、神の存在を問う根源的で人間的な姿が見える。『ピエール』では、普通の人間が生きるグリニッチ時間と、真の人間が体现する天上の時間が対比されて、便宜か真理か、地上の愛か天上の愛か、といった対立軸のなかをピエールが苦悩する。『ビリーバド』では、軍律か人倫か、すなわち、この世の掟なのか、真の正義の裁きなのかを問う。作者メルヴィルは、根本的にアメリカ社会のあり方を問うてきていると言えよう。では、「パートルビー」は、どう読まれるべきなのだろうか。

「パートルビー」の語り手「私」は、資本主義を体现するジョン・ジェイコブ・アスターに可愛がられ、法律関係の書類や裁判資料の作成を行いながら資本主義体制を支えているが、その一方で、クリスチャン的な良心、慈善の心を發揮してパートルビーに接しようとする。しかし、パートルビーの声が聞こえない。問いを發しても、彼の答えを引き出せず、彼の心のなかに入ることができない。本心が分からないのに、なぜ、語り手はなお、パートルビーを救済しようとするのだろうか。そして、それがどういう視点であるために、救済の思いがパートルビーに伝わらないのだろうか。なぜに、語り手は、人間的な交流をパートルビーと持てないのか。そもそも、語り手は、パートルビーの拒絶によって自

己存在を揺さぶられたときに、その根本的な理由を省みたのだろうか。せめては、パートルビーの死後、何かを悟ったのだろうか。

語り手の現在と、物語の現在がいつであるのかを確認するために、まず、事実の確認を行いたい。「パートルビー」という作品自体は、1853年に発表された短編小説である。このなかで言及されるニューヨーク衡平法裁判所、ジョン・ジェイコブ・アスター、トリニティ教会、および、ニューヨーク市長選挙に関して言えば、1763年生まれのジョン・ジェイコブ・アスターが亡くなったのは、1848年。ニューヨーク衡平法裁判所は、植民地時代の1701年に開設され、合衆国独立後も存続したが、ニューヨーク州が新憲法を1846年に発布したあと、同年に新設されたニューヨーク上訴裁判所（Court of Appeals）が、翌年の1847年、衡平法裁判所を吸収している。トリニティ教会は、アングリカンの教会であり、1697年ウィリアム3世により設立が許されている。3度建て替えが行われているが、最初の教会は、1776年のニューヨーク大火災で焼失し、2番目の教会は、1838年から39年にかけての大雪の後に構造上の問題が見つかって、取り壊されている。現存する建物でもある第3のトリニティ教会が奉献されたのは、1846年であった。ニューヨーク市長選挙に関していえば、投票による選挙は、1834年から始まった。重複を恐れず、上記の事項を時系列で挙げれば、以下の通りとなる。

1834 投票による市長選挙開始。以後、毎年選挙が行われた。

1839 '38年から'39年冬の大雪で損傷を受け、第2のトリニティ教会取り壊し。

1846 第3のトリニティ教会奉献。

1847 ニューヨーク衡平法裁判所の廃止。

1848 ジョン・ジェイコブ・アスター死亡。

語り手の現在、すなわち、この物語がいつ語られているのか、に関しては、ニューヨーク衡平法裁判所が廃止されたことを現在形で嘆く（14）だけでなく、アスターを故人としているので（14）、少なくとも、1848年以降である。では、語られている内容がいつ起きたのか、すなわち、物語の現在がいつなのだろうか。

語り手がある有名な説教師の話の聞きにトリニティ教会へ出かけようとしたと本文中に記述されている（26）が、もしもこれが建物としての教会への訪問であるなら、この物語は、1839年以前か、1846年以降かのいずれかとなる。と

ところが、1847年廃止の衡平法裁判所主事職を「勤めたのは数年だった（“a few short years”）」(14)とも明記しているので、可能性としては、1839年以前となるであろう。すなわち、1834年から39年頃までの、ある夏から始まったと、まずは、推測できる。しかし、建物がなくても、トリニティ教会は教区活動を持続しているはずだと考えるなら、時代設定は、1834年から44年頃まで拡大できる。あるいは、「数年」(14)を重視して、限定的に「3～4年」と取れば、むしろ、1843年から1844年が時代設定なのかもしれない。いずれにしろ、この物語の進行中、アスターが健在であったことは確かである。

では、この物語のなかでは、どれくらいの時間が経過したのであろうか。

この物語は、語り手がニューヨーク衡平法裁判所の主事を引き受けて業務が忙しくなって、パートルビーを雇った時点から始まり、留置所内でのパートルビーの餓死で終わる。まずは、以下、時間経過に関連する箇所の下線を引きながら、物語の内容を確認してみよう。

語り手が衡平法裁判所主事職に任じられ、「業務」(14)が非常に増大した。そのため、ある夏の日、パートルビーを雇った(19)。雇ってから3日目に、パートルビーが読み合わせを拒否(20)。それから数日後、じぶんの複製した書類の読み合わせを拒否(21)。更に数日後、パートルビーがジンジャーナツのみを食べて生きていることに気づく(23)。ある午後、語り手のなかの邪悪衝動が頭を擡げて、読み合わせを依頼したり、郵便局までのお使いを頼んだり、ニパーズを呼べと命令するが、これらは、ことごとく拒まれる(24-25)。こうして、日々が過ぎる(25)。この「日々」が何日くらいなのかここでは不明であるが、ある日曜日の朝、トリニティ教会に出かける前に事務所に寄ると、中にパートルビーがいるのを知る(26)。翌朝、パートルビーの身の上を尋ねるが、ことごとく答えるのを拒まれる(29-30)。その翌日、パートルビーは、複製業務もとり止めると言う(31)。ここで語り手は、「語り手の下での最初の数週間（“the first few weeks of his stay”）の業務のせいで視力が一時的に落ちたのだろう」(32)と推測するので、パートルビーが雇われてから、複製業務拒否までの時間経過を、数週間と考えることができる。ここで注意すべきは、「最初の」という言い方である。また、「数週間」とは「何週間」なのか断定できないが、おそらく、「3～4週間」であろうから、この時点から餓死という最終場面に至るまでに、

「数週間」のステージをいくつか必要とするのではないかと読める。

語り手は、数日後、郵便局へ行って手紙を数通投函するよう頼むが、断られる (32)。さらに数日後、パートルビーが複写業務を全て止めたと宣言 (32)。するとこの事務所に留まる理由が無いので、語り手は、6日後までの退去を命ずる (32-33)。しかし、期限が切れてもなお居続けるので、渡そうとして拒まれた32ドルを机の上に置き、退去するよう命令する (33)。その翌朝、事務所に行ってみると、パートルビーがなお、事務所にいた。出て行けと怒るが、ついには、可哀想に、と思ってそのままに放置する (34-36)。数日が過ぎて、人畜無害なので、本人がいたいただけいてもいいと思うようになる (37)。しかし、パートルビーに関する悪い噂が広まっていた。来客が語り手の所在を尋ねても答えなかったり、ちょっとした仕事を頼んでも拒否したりしたために、奇妙な人間を「飼っている」というのだ (37-38)。この噂の広まりに何日経過したかは記述されていない。しかし、噂の理由から考えるなら、パートルビーが業務を拒否し始めた前後からの流布だと考えるべきだろう。困り果てて、語り手は再び退去命令を出すが、3日後に、パートルビーから命令拒否される (38)。翌日、事務所移転を決意してパートルビーに伝える (39)。

引越後の初日、2日目と無事に過ぎたところで、元の事務所を借りた法律家が、退去しないパートルビーの件で相談に来る。ここから、数日が経過するが、なんのニュースも無い (39-40)。だが、更に一週間後、元の大家を含めて、数人が興奮して来訪。結局、語り手が元の事務所でパートルビーと面談するが、遂には、語り手の方が怒り出して飛び出し、数日間、逃避行に出る (40-42)。戻ってみると、パートルビーが留置所に収監されたという通知が来ていた (42)。その日のうちに、パートルビーを留置場に慰問 (42)。更に数日後にも慰問に訪れると、パートルビーが餓死しているのを発見する (44-45)。

この最後の餓死までの時間経過を概略で総計すると、おそらく、14~16週間、あるいは数カ月だと推測できる。ニューヨーク市長の当時の任期は1年だったので、毎年、選挙が行われていた。そして、もしも、この頃も11月に選挙が行われ、翌年冒頭から当選者が市長となる日程であったのなら、われわれの推測を裏付けることとなる。なぜなら、先に述べた通り、パートルビーが雇用されたのは夏であり (19)、市長選挙は、32ドルを渡そうとした翌朝の話 (34) である。

そして、その「翌朝」から餓死までは、せいぜい3～4週間であろう。

この物語の語り手は、どういう人物なのであろうか。とりわけ、この作品が一人称によって語られる点を重視するなら、彼が信頼できる語り手なのかどうかを検証しなければならない。

語り手は「もう直ぐ60歳になる年頃」(15)、職業は、法律家である。既に30年、この仕事をしている(13)と言うが、法律家と言っても、法廷弁護士ではなく、日本でいう司法書士的な業務を行っている。

語り手は文学好きであるだけでなく、「バートルビーについて語らねば、文学にとって取り返しのつかない損失である」(13)と断定しているが、こう言えるためには、語り手が古今東西の文学をほとんど読んでいることが前提となる。特に、語り手には、詩への強い関心がある。アスターの紹介の際に、彼は「詩的情熱の対象からはほど遠い」(14)とわざわざ、示唆しているばかりか、まるでじぶんは、音韻に関しても強い関心があるかのように、ジョン・ジェイコブ・アスターの音に関して、「丸みを帯びた、球状の音をその名は有し、あたかも金の延棒に響きわたるようだ」(14)と述べる。

語り手の詩への関心は、詩人バイロンの名まえを示唆する点でも確かめられる。ただし、バイロンの名を挙げるのは、複写業を否定するためである。語り手は、アスターを詩の対象からはほど遠い人物として記述したように、「勇気ある詩人バイロンなら、こんな仕事(=複写業務)はしまい」(20)と想像する。つまり、現在のじぶんの業務、とまでは言っていないが、少なくとも、複写業務をする者や、お金を稼ぐビジネスに明け暮れるアスターのような人物は、詩や詩人とほど遠い分野だと、語り手は、明確に示唆している。

興味深いのは、このバイロンとアスターに関する示唆が、バートルビーの業務拒否の始まる前に示されている点である。つまるところ、資本主義と対極を為すものとしての詩、文学、芸術を暗示している可能性が強い。そして、もしもこれが本当に、語り手の信条であったのなら、バイロンと頭韻を踏むバートルビーが、「勇気」を持って仕事を断れば、語り手は、これに対して大いなる理解を示す必要があったはずだ。

語り手の文体上の特徴は、“not”の多用に見られる。作品全体を検索すれば、“not”の使用回数は、154回に上る。彼は、否定的な視点で物事を見るような、

肯定的な断定を避けがちなタイプなのだろう。ちなみに、“nothing”は、27回使用されている。あるいは、バートルビーの死後にこの物語を語るのも、ひょっとして、バートルビーの言い回し、すなわち、“I prefer not to”から影響をうけて、“not”を多用しているとも推測できる。

とりわけ、“not in-/ un-”という言葉遣いが特徴的である。例えば、「雇われなかったのではない (“I was not unemployed in my profession”）」(14) と二重否定的な言い方である。なぜ、そのような言い方をするのだろうか。この例で考えるなら、歴史上に名の残る大金持ちのアスターへの謙遜なのかも知れないが、この二重否定的な言い回しは、すぐ後の叙述、にも見て取れる。「(故ジョン・ジェイコブ・アスターの良き意見に) 何も感じないのではない」“I was not insensible” (14) とあり、これは、自慢したいのを抑制しているような言い方である。結局、否定的な視点で物事を見ることによって、自己抑制的な性格を打ち出したいのかもしれないが、同時に、隠れた自己顕示欲を露にしているとも言えよう。なお、この“not un-”という言葉遣いに関して、スミスは、法律用語であると指摘している (Smith 739)。

では、最も大切な問いであるが、語り手は、一体、何処まで信頼できるのだろうか。バートルビーに関する情報は全て、語り手から発せられているので、読者は、彼の語りをまずは、受け入れるほか無い。だが、ここには、かなり上手な叙述トリックが企まれている。彼の語りの端々が、実は、語り手自らの矛盾を示す。そして、直ぐには読者に気づかれぬように配慮している彼の矛盾や嘘が一旦明らかになると、バートルビーに寄せている同情は、一体、どこまで人間として真摯なのかを疑わせることとなる。そして、これは、作者メルヴィルの意図したところでもあろう。

語り手の第1の嘘。語り手は、「人生を安楽に過ごすことが最良だ」(14) と言い、「法律家としてはおそ野心を持たず、陪審に向かって堂々弁舌をふるったりもせず、いかなる形で世間の喝采を浴びたりもせず、涼しい静寂に包まれた心地よいねぐらにこもって、金持ちの所有する債券や抵当証書や権利証書に囲まれて心地よいビジネスに携わっている」(14) と自己紹介し、世間の評判によれば、「この上なく無難な男」(14) だと満ち足りた口調で語っている。資本主義社会における地の塩のような人物だと自己規定したいのだろう。しかし、



パートルビーを雇ったのは、「衡平法裁判所の主事」(Master of Chancery) を引き受けて、業務が拡大したためである(14)。もし本当に、本人が言うように、安楽志向であるのなら、主事を引き受けるであろうか。また、たとえ引き受けたとしても、衡平法裁判所が廃止されたなら、その事実を恬淡として受け入れるのがじぶんの人生観に従うことであって、なぜに嘆く必要があるのだろうか。

語り手の第2の嘘。性格について、語り手は、じぶんの穏やかさを強調して、「私はほとんど感情的になっただけだ」とか、「世間では私の職業に携わる人間はやたらと血の気が多く激しやすく、時に怒りを爆発させたりもする輩として通っているが、私はそんなふうには心の平安を乱されたことは一度もない」(14)と大言壮語する。しかし、実際には、パートルビーに憎しみと怒りの言葉を浴びせている場面が幾つかある。

もちろん、怒りの言葉を浴びせる前に、確かに、「この世で誰よりよるべない男にあと一言でも憎しみの言葉を口にしたらお前は悪党だぞ、と、思いは私に告げていた」(30)と健気な決心をしているが、例えば、以下の場面では、語り手はかなり感情的になり、怒りの言葉を浴びせている。

彼は何とも答えなかった。

「君、出ていってくれるのか、くれないのか？」私は突然の激情に駆られて、彼の方に歩み寄って問いつめた。

「出ていかない方が好ましいのです」と彼は、いかににさりげなく強調を置いて答えた。

「何の権利があつてここに居るといふのだ？ 家賃は払っているのか？ 私の税金を肩代わりしてくれるのか？ それとも君はこの所有者か？」

彼は何とも答えなかった。

「さあ、書写を再開する準備はできたかね？ 目はもう治ったか？ けさは短い文書を写してくれるかね？ それとも点検を少しばかり手伝ってくれるか？ 郵便局まで使いに行ってくれるかね？ とにかくここを出ていかぬと言ひ張るのなら、何かやって少しは色をつけてくれるのかね？」

彼は黙って仕切りの中に引っ込んだ。

ひどく気が高ぶって、憤怒の念に駆られているのがじぶんでもわかったので、



ここはひとまず抑えて、これ以上気持ちを外に出さない方が得策だと思った。

(35-36：下線は筆者による)

よく読めば、怒りと憎しみの言葉を口にしてしていると分かる。しかし、この場面の冒頭で、「突然の激情に駆られて」(35)と説明があるが、それがどのような内容の「激情」なのか、直ぐには具体的な説明が無い。この短編小説は文学であって、劇や映画ではないので、言語化された内容が直接話法で伝えられても、直ぐには、どういう語り口で、どういう感情を込めた内容なのか不明である。分かるためには、地の文の説明が必要である。そして、その説明は、やり取りが一旦終息した場面の最後になってから行われる。すなわち、「神経の高ぶった憤怒の念」(36)でじぶんが大声を出していたと付け加えるが、しかし、読者には気づかれにくい記述である。こうしたトリッキーな書き方によって、かなり、語り手が読者からの批判を避けようとしていることが分かる。

他にも、「じゃあ、そこに文房具みたいにじっとしている」(41)と堪忍袋の緒が切れて怒りに身を任せる場面があった。その時、こんなことは「初めてだ」と言うが、実は、既上記の引用で分かる通り、怒声を何度も発している。

語り手の第3の嘘。職業は法律家だが、「陪審に向かって堂々弁舌をふるったりもせず」(14)法廷には立たないで、気楽な法律関係の業務をしていると言うが、それも正しくない。少なくとも、衡平法裁判所の主事として法廷に出て証言を聴取しているのは確かである。なぜなら、「わが名誉ある衡平裁判所において、私の面前で行われた一週間の証言」(21)という記述がある。語り手はここで「証言」とのみ記すが、もしも法廷記録であれば、こうした証言を引き出すために尋問側の質問や言葉も記されているはずである。そして、実は、この「証言」の公式文書の複写をパートルビーが担当したが、彼が読合せを初めて拒んだのは、この「証言」である。記録に現れた語り手の言葉や考え方に疑問を持ったのかもしれない。ただし、これは、推測である。ちなみに、パートルビーが多用する“prefer”は、「したい／したくない」といった好悪や意欲のニュアンスだけではなくて、OEDにもある通り、法律用語でもあるので、判断の意味があることを確認しておきたい。とりわけ、語り手の得意分野である債権関係における“prefer”は、「他の人に優先して、ある債権者に先取り権を与え

る (give preference to one creditor over another)」という意味があるので、この公式文書内でも "prefer" が使われていた可能性がある。ただし、これもまた、推測である。

語り手の第4の嘘。パートルビーを残して、「ウォールストリート、——番地」(14) から引越して行った先の事務所への言及は非常に簡単ではあり、新しい事務所が、パートルビーを雇っていた事務所と比べて、業務や部屋数などが新たに拡大したかどうかはわからない。しかし、衡平法裁判所がシティホールで開かれる (*Rules and Orders*) ことを考慮すれば、業務の観点からの引越であることは否定できない。そもそも、シティーホールは、ウォールストリートから、500~600メートルほどの距離である。「シティーホールからとても遠い」(39) ことを引越しの理由にしているが、これは嘘である。ちなみに、新しい事務所は、少なくとも、彼が数日、旅に出て不在であっても業務が滞りなく回るような体制になっていることは確かだ。

語り手の第5の嘘、ないし、明示していない事実として、付け加えておく必要があるのは、語り手が意外と金離れの悪い人かもしれないということである。じぶんでは、「セントやシリングの単位の金には関心の無い人間だった」(33) と言うが、例えば、以下の引用を検討してみよう。

「君を蓄えなしに去らせるようなことはしないつもりだ。忘れるなよ、いまこの時間から6日後だからな」

約束の期限が過ぎて、つい立ての向こうを覗いてみると、何と！パートルビーはそこにいた。

私は上着のボタンを留め、気を落ち着かせた。ゆっくりと彼に近づいていき、その肩に触れて、言った——「さあ、時間だよ。出ていってくれたまえ。君のことを気の毒だとは思う。この金を受け取ってくれ。だが、とにかく出ていってもらわないと」

．．． ．．．

「パートルビー」と私は言った。「君には12ドル支払いが残っている。ここに32ドルある。20ドルの余分は君にやる。受け取ってくれるかね？」そう言って私は札を彼の方に差し出した。

だが、彼は、少しも動かなかった。 (33)

語り手が「6日後」の退去を命じて、6日後になお、「彼がいるではないか！」と驚く場面であるが、ここは、語り手がじぶんの知らない間に彼が退去していることを期待していたと読める。そして、その通りなら、お金への示唆が非常に不自然である。すなわち、語り手の説明では、20ドルが割増金で、一種の退職金、ないし、手切れ金であるが、12ドルは、語り手が払わねばならないお金だとしている。だが、ほんとうに払わねばならないのならば、なぜに、「6日後の退去」を命令した際に12ドルを渡さなかったのか。逆に言えば、パートルビーが命令通りに語り手に会わずに6日後に退去していたなら、この12ドルは支払われなかった可能性が高い。この辺り、口先では「蓄えなしに去らせるようなことにはしない」と言いながらそれとは裏腹な語り手の対応に、パートルビーは、うさん臭さを感じていた可能性が大いにある。

松坂は、語り手が、従業員に優しく接しているようでいて、実は、不健康な労働条件の下で過重労働を強いている、また、ターキーにお古だがコートをプレゼントしたりして、従業員を優遇しているような言い方をするが、実は、低賃金でこき使っていると批判している。

政府関係資料の中に当時の賃金に関するデータが見つかる。1840年から1850年にかけて、農業従事者の場合、賄い付き月給で10.40～10.80ドル。非農業従事者は、一日0.85～0.90ドル。大工が一日1.40～1.50ドル。工場労働者は、一日1.03～0.76ドル。女性工場労働者は、この半額以下の一日0.32～0.49ドル、となっている (Lebergot)。これらの数値が、1840年代ニューヨークシティでの筆耕の賃金に直ちにあてはまるとは、断定できないにしろ、おおよその金銭感覚を与えてくれる。

複写業務の報酬は、100語あたり4セント計算 (25) なので、一ドルを稼ぐためには、2500語を書かねばならない。時間に換算して、100語を5～10分で書くと概略見積もると、1～2時間での出来高賃金は、4セント×60分÷(5分～10分)=48～24セントとなる。したがって、2～4時間複写を行えば、当時の一日の標準賃金である1ドル前後の倍に達する計算となる。ニパーズやターキーが一日の半分しかまともな仕事をしなくても、たぶん、それなりの生活は

できたのであろう。そもそも、完璧な正確さを要求される法律関係書類の複写作業は、かなりの神経を使うので、8時間も持続するはずがないのは、文中からよく分かる。ちなみに、1851年9月18日に創刊された *The New York Times* は、当時、一部1セントであった。

上記(33)の引用から推測できるもうひとつの重要な点は、この6日の間、事務所での動きが全く記述されていないことである。バートルビーの机は、語り手の事務机の直ぐそばにあって、気配でその存在が知れる距離なので、彼がいるかどうかは、分かったはずである。逆に言えば、彼は、この6日間、一度も事務所に顔を出していなかったのではないだろうか。では、なぜ、そのようなことが起こるのか。休暇をとっていたのだろうか。それも有り得るかもしれない。しかし、主事としての仕事の関係で、担当地区を巡回する必要がある、6日間、留守にしていたという可能性を考える方が良いだろう。これは、語り手の第6の嘘とは言えないしろ、明示していない事実として、彼が実は主事としての仕事を真面目にこなしており、衡平法裁判所の巡回にも出かけているのではないかという点だ。ちなみに、巡回裁判のため数日間事務所を不在にする可能性を念頭におけば、以下の引用箇所も再検討する必要がある。

怒り狂った大家と頭に血がのぼっている貸借人たちに追いかけられるのが、私はとにかく怖かったのだ。そこで仕事はニパーズに任せて、何日か町の北側や郊外をじぶんの四輪馬車で回っていた。橋を渡ってジャージーシティやホーボーケンにも行き、マンハッタンヴィルやアストリアまでこっそり足をのばした。この時期はほとんど馬車のなかで暮らしたと言ってよかった。(42)

この引用の中で、語り手は、数日間の逃避行を馬車の中で過ごしたと言うが、なぜ、何処かもっと「安楽」な場所に隠れないのだろうか。あるいは、何処かもっと遠くへ、せめては、ボストンとかフィラデルフィアなどへ行かないのだろうか。そもそも、裁判所に勤める側の人間が逃げるだろうか。何か法的な瑕疵が語り手にあるのなら、主事の職を失う可能性がある。じぶんに落ち度がないのなら、そこに留まって良い。これは、「逃避行」の装いをにおわせながら、実は、別の旅行、例えば、衡平法裁判所の主事としての巡回であった可能性を

否定できない。ここで逃げ出したと説明することで、如何に道徳的に精神的に重大に考えているのかを伝えたかったのだろう。ちなみに、上記引用中にあるアストリアというのは、ジョン・ジェイコブ・アスターに因んだ土地名である。

以上のように、嘘をついたり、関連しそうな重要な事実を明示しないのであれば、語り手が正直だとは到底言えないし、キケロのごとき法の精神を体現しているとは言えない。キケロとは、雄弁家、名文家であり、19世紀半ばくらいまでは、共和主義、民主主義の象徴であった。語り手は、「野心のない法律家」(14)としての自画像を維持したいのであって、精力的な法律家であることを隠しておきたかったのかもしれない。バートルビーがなぜ、キケロの像を見つめているのか(30)、その理由がわれわれには推測できる。語り手は信頼できる語り手ではない。

では、語り手はなぜ、バートルビーを誅首できなかつたのか。それは、語り手が、相手を傷つけることを恐れたためだ。これが、語り手の良心である。常に、慈善的に考えようとする。例えば、「自室に戻っていった時点では絶対クビにしてやると決めていたものの、なぜか奇妙にも、何やら迷信めいた思いが心をせつつくの私は感じた」(30)。「迷信めいた思い」とは、何なのだろうか。これ以降、雇用主としてバートルビーを誅首しようとするが断行できずに、資本主義の良心が頭を擡げて、何らかの救済策をバートルビーに提案しては断られて傷つくことを繰り返す。

本来なら、「クビだ。直ちに出て行ってくれ」そう言えばいい。そう言われたなら、たいいてい人は、去る。そして、新しい職場を探す。万が一にも去らなければ、強制退去させれば良い。しかし、語り手は、そうせずに、いかにも相手のために何か慈善を施した気分になって、悦に入っている。

語り手には実は、前例があった。

ターキーが年老いてきて、インクのシミの多い書類を特に午後を作るようになったので、語り手は彼に、歳とったことを理由にして午前だけの出勤を示唆するが、ターキーは断固拒否し、逆に「歳とったこと」に訴えて、これまで通りに勤務すると主張する。すると、その主張を認めてしまう(16)。これは、一種の慈善であり、語り手の良心なのだろう。あるいは、同情心があると読者に思わせるためかもしれない。そもそも、時間給ではなくて出来高払いなので、

仕事をするしなないに関わらず、放置していても構わないのだ。そして、このターキーとのやり取りは、ある時点までは、バートルビーの拒絶を拒絶のままに受け入れてゆく語り手の振る舞いへの伏線となっている。

一体、キリスト教とは、語り手の中で何だったのか。おそらく文中で繰り返して使われる最もキリスト教的な言葉「慈善」(Charity)が、物語の始めの方では、高く評価されている。

「消極的抵抗ほど真面目な人間にとって腹立たしいものはない。でも、もしそのように抵抗を受けた個人が非人間的な性格ではなく、抵抗する側がその消極性においてあくまで無害であり、受ける側の機嫌が良ければ、じぶんの判断力によって解釈しえぬものは、慈善の精神をもって、己の想像力に従って解釈しようと努めるであろう。」(53：下線は筆者による)

すなわち、無害である限りは、「慈善」(Charity)によって、理解不能な、解釈不能なバートルビーを受け入れて行くつもりであることが分かる。この引用に直ぐに続く箇所では、以下のように、語り手の健気な決心が示される。

彼は私にとって有用な人物である。彼と一緒にやっけて行くことに私としても異存はない。もし締め出してしまったら、きっと私ほど寛容でない雇用主に会って、乱暴な扱いを受け、追い出されて餓死してしまうかもしれぬ。そうなのだ。これは私にとって、甘美な自己肯定を安価に購う好機である。バートルビーの味方となって、あの奇妙な強情を許してやることで、ほとんど何の費用もかけずに、己の魂のなかに、やがてわが良心にとって快い馳走となるに違いないものを蓄えることができるのだ。」(53：下線は筆者による)

ここで分かる通りに、語り手は、キリスト教的な慈善の心を発揮することで、じぶんの魂を慰めることができると明確に語っている。しかし、慈善なるものが、キリスト教の精神を表すとすれば、実は、これほどに脆いものはない。その脆さを、語り手は分かっていたのか。少なくとも、バートルビーの物語が終わったあとで、分かったのだろうか。言い直せば、先に見た通り、語り手の現

在では、衡平法裁判所が閉鎖されているだけでなく、ジョン・ジェイコブ・アスターが故人となっているが、物語の現在においては、衡平法裁判所の閉鎖までに数年あるので、語り手が語り出すまでには、数年間が経ったはずである。この時間経過が、語り手に反省や新たな認識をもたらしたであろうか。答えは、否定的である。なぜなら、語りの時制が現在形であることで分かる通り、語り手は、当時のじぶんの思考をそのままに語り直すだけで、バートルビーおよび彼の死から何も学んではない。

実際、上記引用での予測、すなわち、「もし締め出してしまったら、きっと私ほど寛容でない雇用主に会って、乱暴な扱いを受け、追い出されて餓死してしまうかもしれぬ」(53)という予測通りのことが、この後のバートルビーの物語で起こる。それはしかも、ある意味、語り手の未必の故意による。これをだが、悔やんでいる様子は微塵もない。

さらに、この引用で注目すべきなのは、「安価に購う」や「ほとんど何の費用もかけず」など、金銭関連の言葉で、バートルビーへの慈善行為を表現していることである。慈善というキリスト教的行為が資本主義的に表現される。キリスト教とりわけプロテスタンティズムが近代資本主義と一体化しているというのは、すでに、マクス・ウエーバーの証明したところだ。確かに、アメリカ合衆国の歴史を振り返ってみると、大西洋を渡らねばならなかったピューリタンたちは、東インド株式会社に代表される株式会社制度をじぶんたちの渡航と植民地経営に応用し、みずから社員＝出資者となりつつ、他の有力者たちからも出資を募った。そして、国王から土地の権利を獲得し、植民地経営に乗り出すこととなる。

誇張して聞こえるかもしれないが、ピューリタンたちの植民活動における隠れたキーワードは、株式会社である。信仰の自由を確保して、神の国を作るというピューリタンたちの理念を具体的に支えたのは、土地所有を基本とした私有財産制度に基づく蓄財行為であり、株式投資の発想に基づく分散投資という経済活動であった。そして、この株式会社制度を近代資本主義と呼ぶ。

当時は、海外貿易を旨とした船舶への投資が盛んであったが、一人や少数人数の出資ではなくて、多数の株主＝社員を集めたことに対する、よく言われる説明は、リスク分散、である。出資する方に見れば、ある一艘の船に全額出



資するよりは、幾つかの船舶に分割して出資した方が安全である。これが次第に、一回限りではなくて、ほぼ永続的な出資となってゆく。

ではなぜ、株式会社がプロテスタントの多い地域にのみ発達したのであろうか。もしも、宗教的な説明を、比喩的に導入しても良いのなら、次のクロムウェルの言葉をアナロジーとして考えることができるだろう。これは、『聖書』「コリント人への手紙1」の文章を踏まえて、パトナーディベートで述べたことばである。

I shall not be unwilling to hear God speaking in many men  
God is not the author of contradictions

すなわち、神が直接に各人に語った真理の一片を持ち寄り共有することで、神の求めるものとは何かを知り実行して行こう、という趣旨であった（大木143-45）。これをアナロジーで語るなら、神が各人に許した蓄えの一部を持ち寄り共有することで、神の国建設に欠かせない経済的繁栄を成功させよう、という趣旨が読める。

実際、大塚久雄によれば、「オリヴァー・クロムウェルのプロテクトレート制確立とともに、株式会社制度において、「社員総会」を根幹とする民主的構成が形作られた。それ以前の株式会社は、「社員総会」を欠く「専制型」であった」（437-521）という。実際に、マサチューセツ湾岸植民地株式会社やヴァージニア株式会社などがどう運営されていたのかは別の機会に検討するとして、まず言えるのは、ピューリタニズムと株式会社制度＝近代資本主義は、一心同体である点だろう。

アメリカは、その起源から、近代資本主義がピューリタンの理念を支え、ピューリタンの理念が近代資本主義の発展を促してきた。19世紀に生きた近代資本主義を法的に支える者の一人として、語り手の「私」もまた、クリスチャンである。トリニティ教会に出かけようとする場面があったが、この作品中には、聖書からの引用や聖書への言及がいくつか見られる。

語り手がおのれの中の殺人衝動を語る以下の引用では、その衝動を抑えることができたのは、新約聖書ヨハネ伝にある言葉のおかげだと分かる。

この憤怒の虫が私のなかに湧き上がり、私をけしかけると、私は虫と取っ組みあってそいつを投げ飛ばした。どうやってか。簡単である。神の教えを思い起こしたのだ。「われ新しき戒めを汝らに与う、汝ら相愛すべし」。左様、これが私を救ってくれたのである。より高尚な考察は抜きにしても、慈善の念 (Charity) はしばしば、きわめて賢明かつ分別ある原理として機能し、それを有する者にとって大いなる防衛手段になってくれるのである。(36)

慈善の念は、たしかに語り手を守ってくれる。だが、脆い。世間の評判や評価で直ぐに心変わりする。これはつまりは、語り手の判断や行動が、正邪を元にした倫理ではなくて、欲得をもとにした道徳や欲望で決定されて行くためである。彼は、はしなくも、告白している。「あれで事務所を訪れる同業の友人たちが、お節介にも慈善心なき発言を浴びせてきたりしなかったら、きっとあのまま賢明かつ幸福なる精神状態が続いていたと思う」(37) と。

彼は、これ以降のじぶんの行動を世間のせいに行っているが、本当にそれがキリスト教の精神に合致するのだろうか、せめては、反省しているのだろうか。そもそも、ほんとうの「慈善」(Charity) とは何なのだろうか。

実は、彼の中の「慈善への衝動 (“charitable prompting” )」(40) とは、なにかしら訳の分からない怖じ気の心があれば、直ぐに、押さえ込まれる程度なのだ。

慈善の心と同義で捉えて良い、彼の良心は、どうなっているのだろうか。彼の良心は、実は、どうやってバートルビーと縁を切るかを考え始めている。

どうしよう？何をすべきなのか？この男、いやこの幽霊に何をすべきだと良心は言うのか。彼とおさらばする、これは決まっている。出ていかせる、これは決まりである。だがどうやって。相手は哀れな、青白い、消極的な人物である。力づくで追い出せはしない——かように無力な人物をあなたはよもや力づくで追い出したりはしまい。そんな残酷な行為によって己の名譽を汚したりはしまい。(38)

語り手が「良心」に問うているのは、どうやって、彼と縁を切るかであって、

縁を切ることが正しいのかどうかではない。彼の良心とはその程度なのだ。どのように対処するのが世間的に好ましいのか、どうすれば相手を傷つけずに済むのか、を苦慮するに過ぎない。バートルビーが突きつけている根本的な問いに気づかない。せいぜいが、「要するに、彼にとってはあなた（＝語り手）にしがみつく方が好ましいことは明らかだ」（38）と、じぶん本位に、つまりは、間違えて判断するにすぎない。実際、バートルビーは、彼の危惧を裏切って、新しい事務所には来ない。

次の引用で明らかかなように、語り手の良心は、自らを肯定し、自らを慰めるためにある。

大家や賃借人の要求に対しても、私自身の欲求と義務感に対しても、バートルビーに恩恵を与え、彼を粗暴な迫害から護るためにできることは全部やった。あとはもう心からくつろぎ、安らかでいようと努めた。わが良心もそれでいいと言ってくれた。（42：下線は筆者による）

これは、自己満足、自己欺瞞の境地である。それなのに、なぜ、なお不安なのか。なぜ、「逃避行」に出ると記すのか。己の行為への疾しきからだろうか。本文によれば、「怒り狂った大家と頭に血がのぼっている賃借人たちに追いかけられる」（42）のが怖かった、とある。結局のところ、自己防衛だったのだろう。

語り手とバートルビーの最後の会話の場面を引用しよう。語り手が、「バートルビ！」と話しかけると、

「あなたのことは知っています」と彼はふり向きもせずと言った。「あなたに言いたいことは何もありません」

「君をここへ入れたのは、私ではないのだよ、バートルビー」と私は、そう勘ぐられたと思える言葉に深く傷ついて言った。

「そもそも君にとって、ここはそんなにひどい場所ではあるまい。ここにいるからといって、べつに不名誉になるわけじゃない。それにごらん、案外佳しくない場所じゃないか。この通り、空もあるし、草もある」（43）

この場面で、語り手がまず口にするのは、自己弁護の言葉である。彼は、じぶんの傷つくことが怖い。彼が気にするのは、パートルビーにどう思われるかであって、彼がここに居ることも、その理由も気にならない。むしろ、現状肯定的に、この留置場のいわば、居心地の良さを口にさしている。パートルビーは内心、苦笑するほかなかったであろう。

この作品はなお、謎に満ちている。以下に問いを改めて列挙した。これらの幾つかはすでにこの小論で答えた。幾つかには答えることができていない。しかし、回答を求めて検討して行くなれば、答えが推測できるであろう。

パートルビーに職務遂行能力がないとは決して言えない。むしろ彼は、この法律事務所において、採用された当初は、際立った能力を発揮していた。それなのに、彼は、なぜ、壁を見つめるようになったのか。壁を見つめながら、何を考えていたのか。言い換えると、なぜ、パートルビーは、読合せ業務を拒否したのか。なぜ、複写業務を放棄したのか。複写業務が嫌なのならば、なぜに、パートルビーは、転職を考えなかったのか。

なぜ、雇い主の慈善的な申し出を断ったのか。

なぜ、あの事務所に居続けたのか。また、語り手が引越して行った後もなぜ、あの事務所およびあの建物に居残ったのか。

なぜ、この地（“The Tomb”）を死の場所として選んだのか。

なぜに、餓死を選択したのか。

じぶんの選択として飢死する人間とは、どういう人間なのだろうか。

パートルビーが、つまりは、物語が、ウォールストリートから離れないのは、資本主義への批判であり、お為ごかしのキリスト精神への批判のためだろう。もともと、タイトルの副題に、「ウォールストリートの物語」(13) とあるので、作者メルヴィルの意図としても、舞台は、ウォールストリートで完結しなければならない。

登場人物としてのパートルビーに、転職の意志がないとは言えない。語り手の紹介する噂ではあるが、返送・転送不能郵便を扱う部署に勤めていたことがある(45)ので、新たな職や職場を求めることも、可能性としてはあった。

パートルビーの業務拒否の理由として、目を患った可能性 (32) がある。だが、それは語り手の推測であり、パートルビーによって確認されていない。もっと重要なのは、法律関係の仕事をしている語り手の人生の目標が、人生を安楽に暮らすため、ないしは、お金を稼ぐため、また、名声を求めている点ではないだろうか。言い換えるなら、彼には、正義のためにという意識がまったくない。アスターが褒める語り手の長所も、「慎重さ」と「几帳面さ」にすぎなかった (14)。語り手は、とりわけ、衡平法裁判所の精神を理解していない。

もともと、衡平法裁判所 (Court of Chancery) は、正義を貫くために、コモンロー (“common law”) で裁かれた判決への救済処置として、国王へ訴えることができる制度であった。衡平法は、コモンローの上位概念であり、衡平法裁判所とは、コモンローによった判決に対して個別に司法判断を行う上位の裁判所である。ここでは、コモンローの厳格さを緩和し、知恵と知見が重んじられた。具体的には、ニューヨーク州裁判所の判決に不服な場合、ここに訴えることができ、ケースごとの特殊性が配慮された判決を期待することができた。(Smith 735)

*Rules and Orders of the Court of Chancery of the State of New York*によれば、1837年現在、ニューヨーク州の衡平法裁判所には、一名の長官 (Chancellor) のもとに、8つの巡回裁判区があり、それぞれ、副長官 (Vice-Chancellor) 1名と5名の主事 (Master) が配置されていた。そして、州都オールバニーと同じ頻度で、ニューヨークのシティホールでも、申立てや請願が受け付けられている。

この物語の語り手は、衡平法裁判所の主事を引き受け、ニューヨークのシティホールの近くに引越して、更に業務を拡大するが、例えば、「ルール107」や「ルール108」などを参照すると、主事が証拠調べや証言聴取など、かなり実質的な訴訟指揮を法廷で行っていることが分かる (*Rules and Orders*)。語り手が冒頭に述べていた「金持ちの所有する債券や抵当証書や権利証書に囲まれて心地よいビジネスに携わっている」(14) ことはありえない。

もしも、語り手が法律家として、衡平法裁判所の精神を理解していたならば、いかなる対応をしたであろうか。パートルビーの案件は、まさしく、この裁判所にこそ相応しい事例ではないだろうか。そもそも、衡平法裁判所はイギリス

国王の元で運営されていたことを考えれば、語り手がイギリス国教会系のトリニティ教会に通うのも、本来なら、意義深いことである。

だが、語り手が衡平法裁判所の廃止を怒るのは、正義の観点から、コモンローを凌駕し法的に調整するという衡平法の方法がニューヨーク州から消滅するためではなくて、生涯にわたる利益を主事職が保証すると考えていたのに数年しか続かなかったためである。主事職は、お金儲けの手段でしかなかった。

次の台詞が示唆的であるが、語り手は、完璧にコモンローの側、「普通であること」の側に立っている。パートルビーが読合せ業務を拒否したときに説得しようとするが、全て、「普通であること」を理由にしている。「習慣（“common usage”）なのだよ。複写人はみな、じぶんの写しを点検するのを手伝わねばならぬ」（22）、あるいは、「では、私の要求に従わぬ気なのだ——慣習と常識（“common usage and common sense”）にのっとなって為された要求に？」（22）などと言う。あるいは、「人並みに欠点も抱えた（“with the common infirmities”）人間が、そのような天邪鬼、そのような理不尽さに対してどうして怒りの叫びを上げずにいられよう？」（26）と、パートルビーに対するじぶんの言動を正当化する根拠にもなっている。だが、パートルビーの世界は、「普通」の範疇では理解できない。説得しようとしたり（“reason”）、理由（“reason”）をあげても無駄であろう。

語り手に理解できるのは、パートルビーには、「普通の人間性（“a common humanity”）」（28）では理解しきれない何かがあるという点だ。そこまでは理解できる。だが、彼は、この「普通の人間性」を超え出てゆくことが出来ない。結局、彼の「普通の感覚」ないしは「常識」（29）が、パートルビーを精神病患者として規定し、彼は気違いなのだ、彼から離れろ、と告げる。

そうした同情が、実効力ある援助につながりえぬことがついに明らかになると、健全な常識（common sense）は魂に、その同情を取り除くべしと命じる。その朝目にしたことは、かの書写人が生来の、治癒不能な病を患う者であることを私に確信させた。（29）

この確信は、しかし、ジンジャーナトが「こいつは気狂いだ」（22）と既に述

べているところの見解である。同時に、「狂人は人間の究極的な真理を明るみに出す」(フーコー 541) という指摘を思い出すべきだろう。

かくして、バートルビーを放逐する最後の手段は、お金である。これこそが資本主義において全てを解決するはずだった。バートルビーでさえ、お金に関して「普通の正直さ (“common honesty”) を持っていたはずだ」(33) というのが語り手の確信である。金に関心の無い人間はいないはずだった。

しかし、語り手が前日に置いて行ったお金は、そのままだった。彼は、怒りに駆られて、バートルビーを問いつめるが、全てが資本主義的な発想から出てくる。既に同一箇所を引用したが、「家賃は払っているのか？ 私の税金を肩代わりしてくれるのか？ それとも君はこの所有者か？」(35) と詰る。確かに、土地私有制と貨幣経済を根底に置いて成立する資本主義社会において、「家賃」「税金」「所有」で詰れば、相手を沈黙させる。沈黙させはするのだが、それは、資本主義社会側にいる人間の「常識」を確かめるに過ぎず、バートルビーを納得させるわけではない。元の事務所を去る際にも、語り手は、バートルビーにお金を渡そうとするが、受け取ってもらえない(39)。バートルビーがそうした懐柔策に手なずけられるわけが無かった。

そもそも、バートルビーは、コモンロー＝近代資本主義＝キリスト教的慈善、の埒外で対処されるべき人物であった。その示唆が、この作品の中で2カ所に現れている。

最初は、ターキーの否定的な言葉に見られる。バートルビーを特別扱いすることに関して、「こんなやりかたは普通じゃない (“out of the common”）」(22) と言うが、まさしく、「普通ではない」のだ。「普通ではない」者として対処されるべく、バートルビーがいる。

二カ所目は、語り手本人の台詞である。以下、引用である。

となれば、何か容赦ない、思いきった手に出る必要がある。何と！まさかあなた、巡査にしょっぴかせて、あの罪なき青白い身をそのへんの悪党と一緒に普通の牢屋 (“the common jail”) に入れたりはいしまい？ だいいち、いかなる根拠に基づいてそうしようというのか。…彼が出ていかぬのなら、私が出ていくまでだ。事務所を移転しよう。じぶんはよそに移り、彼にはきつ



ぱり、もし新しい事務所に入ってきたら、普通の不法侵入者 (“a common trespasser”)として訴訟手続きをとると言い渡すのだ。(38-39: 下線は筆者による)

少なくとも移転以前の時点では、彼を特別扱いすると断言している。この物語の最後の場面では、パートルビーは、「墓場」と言われる普通の留置場にいるが、それでも、少なくとも、「普通の囚人 (“the common prisoners”) が近づけない場所」(44)にいるとは記述している。そこは、壁に囲まれた場所であった。あくまでもパートルビーの意向を尊重し、彼を特別扱いしているように記述する。だが、もちろんそれが、衡平法的な特別扱いであるとは言えないだろう。本当に「普通ではない」扱いとは、一体、何なのか。

我々にできるのは、問うことだけだ。もしも本当に「普通ではない」扱いをするつもりなら、語り手のほうが、近代資本主義の域外へ出なければならなかった。域外へ出て初めて、「人間性」(45)が理解出来るが、それはすべからず、近代資本主義の中に生きる者には不可能なことである。せめては、法律家として、正義のために働いてくれたならと願う。語り手はだが、せいぜい、国王の元に置かれていたという衡平法裁判所の成り立ちを示唆するように、「今頃は王たちや支配者たちとともに」(45)と、パートルビーの死へ弔辞を述べるにすぎない。これは実は、聖書の「ヨブ記(3:14)」からの引用であり、括弧で意味を補えば、「(生まれなければ良かった／せめて生まれてすぐに死んでいれば)／今頃は王たちや支配者たちとともに(眠っていたはずなのに)」というのが原義である。

パートルビーの死因が餓死であるなら、絶食を既に数週間前から始めていたであろう。語り手が事務所を引き払ったのであれば、ジンジャーナトもいなくなったので、パートルビーのために食料を買ってきてくれる者はいない。あるいは、水や塩も全く摂っていなければ、脱水症状によって長くても数日で死ぬ。だが、パートルビー以外の誰が、空腹時に眼前に並ぶ食事を食さずにいられようか。実際、弁当屋のカツレツによって食事が運ばれてくる(44)なかで、それを拒むのは、相当に強い意志であったろう。

パートルビーは、法律家が真の法律家ではないアメリカの現実、および、そ

う法律家を変節させた近代資本主義に対し、さらには、慈善や良心という名の仮面を近代資本主義に与えるキリスト教に対して、食べることを拒否してまでも、法とは何か、真の正義とは何か、真の倫理とは何かを訴えたかったと推測できる。「人はパンだけで生きるものではない」(「マタイによる福音書(4:4)」。これがバートルビーの倫理である。そして、資本主義の良心は、倫理の前に狼狽え、逃げ出すほかない。あるいは、良心を殺して、コモンローという「普通の」法律を強制執行するほかない。

語り手に救いはない。

語り手は、バートルビーの死から何も悟っていない。むしろ、彼の語りのしたたかさが際立っていたが、彼は、最後に、「デドレター (Dead Letter)」(45)の挿話を持ち出す。これこそが語り手による最大の叙述トリックである。牧野有通が指摘する通り、「そのエピソードが唯一の合理的な解釈となってしまうならば、この作品はそれで完結して、しかも、忘れられてしまう」(326)が、まさしく、語り手の狙いは、そこにあった。この挿話を紹介することによって、語り手は、バートルビーの存在そのものが伝達不能であると暗示することで、おのれの良心を防衛し、バートルビーのためにできる限りの慈善を施した者という立場を確保しつつ、読者もまたバートルビーの真の理解へ向かわないようにと制御している。ほとんどの読者や学者たちがその制御の元に「伝達不能」を読み取っている。そして、その制御が成功すると確信しているからこそ、安心して、「ああ、バートルビー！ ああ人間性よ！」と嘆くことができるのだ。

しかし、もともと、この「デドレター」(返送・転送不能郵便)とは、単なる宛名不明ではなくて、宛名不明で戻ってきた郵便を返送しようとしたその返送先も見つからないような郵便であり、本当の意味で「死んだ郵便」「元に戻れない郵便」を意味している。作者メルヴィルは、資本主義の良心や慈善を問う存在として出現したバートルビーが、意味を語り手に届けられずに返送される、しかし、それを受け取るべき者、すなわち、神さえもはや、いないということを暗示したかったのかも知れない。読み直してみれば、バートルビーの出現は、そもそも、「降臨」("Advent")という単語で表現されていた(15)。

もちろん、バートルビーにも救いはない。救いはないが、激しくも静かな彼の決意は、永遠に残る。そして、それに気づく者こそが真に叫ぶことができる、

「ああ、バートルビー！ ああ、人間性よ！」と。

## 引用参考文献

- フーコー、ミシェル『狂気の歴史——古典主義時代における』田村俣訳。東京：新潮社、1975年。書籍。
- "John Jacob Astor." Bio. A&E Television Networks, 2015. 2015,03,31. WEB.
- Lebergott, Stanley. "Wage Trends, 1800-1900," in *The Conference on Research in Income and Wealth*. Princeton UP, 1960 : 449-500. WEB.
- 牧野有通「解説」。メルヴィル『書記バートルビー／漂流船』牧野有通訳。東京：光文社文庫、2015年。318-33頁。書籍。
- 松阪仁伺「メルヴィルの「書記バートルビー」と聖書」『兵庫教育大学研究紀要』41 pp. 69-80, 2012, 09, 22. WEB.
- Melville, Herman. "Bartleby," in *The Piazza Tales and Other Prose Pieces 1839-1860*. Northwestern UP & the Newberry Library, Evanston and Chicago. 1987:13-45. PRINT.
- メルヴィル、ハーマン「書写人バートルビー——ウォール街の物語」柴田元幸訳。2012, 09, 22. WEB.
- 西崎文子『アメリカ外交とは何か』。東京：岩波書店（岩波新書）、2004年。書籍。
- 大木英夫『ピューリタン——近代化の精神構造』。東京：中央公論社（中公新書）、1968。書籍。
- 大塚久雄『株式会社発生史論』。東京：岩波書店、1969年。書籍。
- Rules and Orders of the Court of Chancery of the State of New York*, 1837. W. & A. Gould, 1839. 2015, 04, 14. WEB.
- Sax, Richard Alan. "Sailing down the Mississippi of Broadway: Regional stereotypes in the literary imagination of Herman Melville, 1846-1857." *Deep Blue*, 2015, 06, 01. WEB.
- Smith, Herbert F. "Melville's Master in Chancery and His Recalcitrant Clerk." *American Quarterly*. vol.17, No. 4 (Winter, 1965) : 734-741. 2015, 04,14. WEB.
- 田村俣「訳者あとがき」。フーコー、ミシェル『狂気の歴史—古典主義時代における』田村俣訳。東京：新潮社、1975年：613 - 616頁。書籍。
- 「トリニティ教会」ガイド用パンフレット。トリニティ教会発行。パンフレット。
- ウェーバー、マクス『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』上下。東京：岩波文庫、1955, 1962年。書籍。